

滝上地区活性化計画(変更)

ほっかいどう たきのうえちょう

北海道滝上町

(当初計画:平成24年3月)

平成24年10月

1 活性化計画の目標及び計画期間

| | | | | | | | |
|-------|-----------|------|-----|---------|------|----------|---------------|
| 計画の名称 | 滝上地区活性化計画 | | | | | | |
| 都道府県名 | 北海道 | 市町村名 | 滝上町 | 地区名(※1) | 滝上地区 | 計画期間(※2) | 平成24年度～平成28年度 |

| |
|---|
| <p>目 標 : (※3)</p> <p>滝上地区の中には、給水施設が無いために地下水を生活用水として使用している地域がある。しかしながらこの地域においては、過去に渇水期における地下水の枯渇や大雨時における地下水の濁りなどにより、日常生活に支障をきたすことがあった。このような問題を解決するため、無給水地域に簡易給水施設を整備し、快適な生活環境づくりを図る必要がある。また、この地区において実施している道営草地整備事業や今後実施する畜産担い手総合整備事業により、農業生産の基盤整備を図り、地区全体を活性化させ、新規就農者等の受入れを行い、近年減少し続ける地区人口の減少率の抑制を目指す。さらに、地域住民活動支援施設において、地域住民活動及び地域の伝統文化継承のため高齢者、子ども等の交流を促進し、これを町内外に情報発信すること、ならびに現在展開している定住促進空家活用事業との連携を図り「魅力のあるまち」をPRし、定住促進及び交流人口の確保を図る。地区内におけるH19年～H23年の人口減少率Δ 8.6%をH24年～H28年においてΔ 8.2%までに抑制する。平成23年地区内人口3,037人。目標平成28年地区内人口2,787人。</p> |
| <p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要:</p> <p>滝上町は、北海道の北東部、オホーツク管内の西部に位置し、三方を山に囲まれ、その中央を天塩岳に源を発した渚滑川が各支流を集めて貫流し、下流の紋別市を経てオホーツク海に注ぎ、この流域が農耕地として広がっている。滝上地区の農業の特徴としては酪農・肉用牛経営と畑作が地区内に混在し、堆肥と麦稈の交換など有機循環型農業が行われ、土づくりや環境保全を通して持続可能な地域農業が展開されている。耕作面積は平成19年度で3,740ha、平成23年度では3,670haとなっており、年々耕作面積の減少が続いている。</p> <p>現状と課題</p> <p>本地区は、酪農・肉用牛経営と畑作を中心とした農業を基幹産業として発展してきたが、農業従事者の高齢化や担い手不足等により、地区内における定住人口がH19年からH23年において8.6%減少し、産業別の人口においてもH12年国勢調査での全就労者数1,840人、うち農林業従事者354人、H17年国勢調査での全就労者数1,528人、うち農林業従事者324人と減少傾向にあり、今後さらに離農等により町外へ転出することによる人口減少率の増加が課題となる。(参考:高齢化率 H19年36.43%、H20年36.68%、H21年36.97%、H22年37.63%、H23年37.67%)</p> <p>また、地区内には無給水地域があり、これまで地下水を生活用水として使用してきた中で地下水の枯渇や、濁りがひどく生活用水として使用できなくなるなど日常生活に支障をきたすことがあり給水施設の整備が急務となっている。</p> <p>さらに本地区には世代間、地域間交流の核となる住民活動施設がなく、農林業従事者の高齢化、後継者不足、農村地域の小学校閉校により児童の交流機会が失われつつあり、地域活力が低下している中、今後、いかに地域の住民活動を促進し、定住人口を確保していくかが課題となっている。</p> <p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>現状と課題を踏まえ、道営草地整備事業や畜産担い手総合整備事業の実施により農業生産の基盤整備を図りこの地区全体を活性化させ、町外から新規就農者等の受入れを行い、過疎化対策として実施している定住・移住に向けた定住促進空家活用事業と本事業とが連携し、地区における人口減少率の抑制と安定した生活用水を確保し、快適な生活環境づくりを行うことで、この地区の課題を解決していく。</p> <p>併せて、地域住民活動支援施設を設置し、農林業従事者をはじめとした地域住民の交流の場を設け、世代間、地域間交流を促し地域の活性化を図り、農山村地ならではの町の魅力を強くアピールしていくことで、地区の過疎化対策に寄与し、もって定住人口及び交流人口の確保を図る。</p> <p>また、地域住民活動支援施設については、災害発生時には住民の一時的な退避施設とするなど有効利用に努める。</p> |

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名(事業メニュー名)(※2) | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3) | 備考 |
|------|-------------|--|--------|----------|-------------------------|----|
| 滝上町 | 滝上地区(札久留地域) | 簡易給排水施設(簡易給水施設) | 滝上町 | 有 | 口 | |
| 滝上町 | 滝上地区 | 地域住民活動支援促進施設(高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設) | 滝上町 | 有 | 二 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 交付金希望の有無 | 備考 |
|------|-----|-----|--------|----------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

| 市町村名 | 地区名 | 事業名 | 事業実施主体 | 備考 |
|------|------|------------|--------|----|
| 滝上町 | 滝上地区 | 定住促進空家活用事業 | 滝上町 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

道営草地整備(公共牧場中核型)事業及び畜産担い手総合整備事業(公社営事業)との連携を図る。

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

| | | |
|--|----------|----------|
| 滝上地区(北海道滝上町) | 区域面積(※2) | 76,689ha |
| 区域設定の考え方(※3) | | |
| ①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積76,689ha(H22年1月現在固定資産の価格等の概要調書より)の内、72,056ha(H22年1月現在固定資産の価格等の概要調書より)が農林地で94%を占め、全就労数1,528名(H17年国勢調査)のうち324名(H17年国勢調査)が農林業従事者で21%を占めており、農林業が主産業の地域である。 | | |
| ②法第3条第2号関係: 当該区域内の人口は、過疎化(H19年～H23年の5ヵ年における人口減少率が△8.6%・町作成による「住民基本台帳人口及び世帯数一覧表」より)及び高齢化(H19年高齢化率36.43%、H20年36.68%、H21年36.97%、H22年37.63%、H23年37.67%・町作成による「住民基本台帳人口及び世帯数一覧表」より)が進行している。 これらの現状を改善するためには、この地域の主産業であり、かつ重要な役割を担っている農林業を活性化させ、経営の安定化を図ることや、新規就農者を町外から受入れることにより、この地区の人口減少率を抑制して定住を促進する必要がある区域である。 | | |
| ③法第3条第3号関係: 当該区域は、市街化区域も有さず市街地を形成している区域は含んでいない。 | | |

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

| 土地の所在 | 地番 | 地目 | | 地積(m ²) | 新たに権利を取得するもの | | | 既に有している権利に基づくもの | | | 土地の利用目的 | | 備考 |
|-------|----|-----|----|---------------------|--------------|-------|----|-----------------|-------|----|-----------------------------------|------------------|----|
| | | 登記簿 | 現況 | | 権利の種類(※1) | 土地所有者 | | 権利の種類(※1) | 土地所有者 | | 農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別 | 市民農園施設 種別(※3) | |
| | | | | | | 氏名 | 住所 | | 氏名 | 住所 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

| 整備計画 | 種別(※5) | 構造(※6) | 建築面積 | 所要面積 | 工事期間 | 備考 |
|------|--------|--------|------|------|------|----|
| 建築物 | | | | | | |
| 工作物 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

| |
|--|
| |
|--|

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

| 事 項 | 内 容 | 備 考 |
|---|-----|-----|
| (1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1) | | |
| (2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2) | | |
| (3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 | | |
| ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) | | |
| ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) | | |
| ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5) | | |
| (4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 | | |
| ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) | | |
| ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7) | | |

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

当該地区の人口は、平成19年～平成23年で8.6%、287人減少しており、活性化計画の実施により地区人口の減少率の抑制を目標としている。目標達成状況の評価については、活性化計画が終了する年度の翌年度(平成29年度)において、町が住民基本台帳を基に作成している「住民基本台帳人口及び世帯数一覧表」により目標の達成状況を検証し、滝上住民から構成している「滝上町まちづくり審議会」において評価を行うよう諮問する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。